

【様式②】
(施設所管課記入様式)

大東市立北条人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立北条人権文化センター

【指定管理者名】特定非営利活動法人ほうじょう

【評価対象年度】令和4年度

【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価

社会福祉法に定める隣保事業を実施する隣保館の機能を有する北条人権文化センターは、住民の福祉の向上並びに人権啓発のための交流拠点であるコミュニティセンターとして、地域にねざした活動を行っており、昨年度までは、新型コロナウイルス感染拡大が収まらなかったことから、事業の実施が困難となり、多くの事業が中止となっておりますが、令和4年度は規制緩和により、感染症対策を徹底しながら、近隣施設と連携した親子ふれあい夏のゆうべといった住民交流事業を実施し、定期的で開催しているダンススクールや、スマートフォン講座といった利用者にニーズの高い事業や、料理教室や畑での野菜作り、どなたでも参加できるサロン、育児相談会など、幅広い世代の地域住民の交流の機会を提供してだけでなく、人権社会見学や人権に関するポスターを積極的に掲示し人権啓発に努められ、本市の人権意識の向上に貢献したと評価します。

そして、今期から新たな業務として委託いたしました、総合相談・支援事業につきましては、身近な生活面の相談から、就労、人権、教育支援とさまざまな分野の相談に対し、貴団体がこれまで培ってこられた地域や関係機関との連携を活用して、相談者の課題解決に大きく貢献していただきました。

利用者満足度について評価

各室にアンケートボックスの設置、ホームページや窓口で利用者の意見を聞く機会を設けるなど、積極的に利用者の意見や希望を聞くことに努められていることが認められます。頂いた意見等については、運営や事業を実施する上において活かされるよう柔軟に対応され、コロナ禍の中、徹底した感染予防対策を行い実施した事業（人権社会見学）参加者からは、「参加することができてよかった」と好評な意見を頂いているなど、利用者に理解が得られる取り組みがされたと見受けられます。引き続き、利用者に満足していただける運営に努めてもらうことを期待します。

収支状況について評価

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の規制緩和により、事業費の支出の増加や新型コロナウイルスの影響に伴う燃料費の高騰から光熱水費などの支出が昨年度に比べ大きく増加していますが、全体として経費節減に取り組まれた結果、収支状況は良好な状態であると評価します。

総合評価

北条人権文化センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割があります。

市民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壌をつくり、生活の安定や向上、生涯学習の推進につなげる取り組みが必要です。そうした中、令和4年度は新型コロナウイルス感染における規制緩和もあり、地域コミュニティを生かした様々な交流事業などを再開し、これまで実施してきた人権社会見学、子育て支援、高齢者支援、ダンススクール、スマートフォン講座といった事業だけでなく、料理教室や畑での野菜づくりなど新たな事業を実施し利用率や参加者は徐々に戻っている傾向を示しています。

また、人権社会見学や人権に関するポスターの掲示、北条タウン紙「みらい・未来」での人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実などに取り組み、そして総合相談・支援事業において、様々な課題をもつ相談者に対し、地域や関係機関と連携し伴走型の支援を行うことで、相談者の問題解決に努められ、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も感染症対策を継続しながら施設利用者や事業参加者が満足できる、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、広報活動にも一層努められることを期待します。